

新型コロナウイルス感染症に関する情報

●ご利用ください！「元気!!しらぬか応援券」●

配布を延期していた「元気!!しらぬか応援券」を、5月7日に郵送しました。

国の緊急事態宣言が全国に広がったことから配布を延期していましたが、飲食店等をはじめとして大きく売上げが落ち込んでいる状況から、経済対策について早急に対応する必要があると判断したところです。

応援券の取扱店は、応募券に同封してある文書、または町ホームページでご確認ください。また、取扱店には右図のステッカーを貼っていますので、利用する際の目印にしてください。

※緑色の応援券は、飲食店を含めすべての応援券取扱店で利用す

ることができます。飲食店専用の応援券（赤色）は、飲食店のみで利用することができます。

なお、応援券の有効期限については記載が6月30日までとなっていますが、7月31日まで利用できますので、お間違えのないよう注意してください。

問合先●役場経済課商工係 ☎2-2171（内線246）



●特別定額給付金（一律10万円）の申請期限について●

特別定額給付金（一律10万円）の申請期限は、7月31日までとなっています。給付を希望される方は忘れずに申請をしてください。手続き等で不明な点がありましたら役場企画財政課企画調整係まで問い合わせください。

問合先●役場企画財政課企画調整係 ☎2-2171（内線233）

●国民年金保険料の納付が困難な方へ●

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失等が原因で、所得が免除等を受けられる基準相当まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、「国民年金保険料免除申請」および「国民年金保険料学生納付特例申請」が可能です。

対象条件●①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと。

②令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること。

対象期間●令和2年2月分以降の国民年金保険料が対象

申請方法●申請書様式や申請方法などの詳細については、役場町民サービス課保険年金係まで問い合わせいただくか、日本年金機構のホームページをご覧ください。

ホームページ●<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.html>

問合先●役場町民サービス課保険年金係 ☎2-2171（内線524）